

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和3年7月21日及び令和3年11月24日付け所沢市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

所沢市内循環バス「ところバス」

運賃の改定及び経路の変更：西路線 新所沢・狭山ヶ丘コース
(旧：新所沢・三ヶ島コース) (運行事業者 西武バス株式会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

経路の変更については別添の運行系統図のとおり

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃の種類および適用方法については現行どおり
区間及び額については別添運賃表のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和4年4月1日から実施

令和3年 月 日

所沢市地域公共交通協議会

会長 尾崎 晴男